

《資料3》

心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港

ひとひと 女と男との いきいきプラン

平成26年度—平成30年度

市民、学校、地域、会社、お店、自治会、PTA、市役所のみなんで協力して男女共同参画を進めよう



第2次境港市男女共同参画推進計画

心豊かで活力ある男女共同参画社会 の実現をめざして

境港市では、平成17年に「境港市女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

また、平成24年には、男女共同参画の推進に関する基本理念や市や市民等の責務を明らかにした「境港市男女共同参画推進条例」を施行しています。

少子高齢化の進行や、社会経済情勢が目まぐるしく変化する現代社会において、誰もが心豊かに暮らし、活力ある社会を築いていくためには、女性も男性も性別にかかわらず自分の意志で自由に、生き方や暮らし方を選択できる環境を整えていく必要があります。

このたびの計画の見直しにあたっては、男女共同参画を一層進展させるため、「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、新たな取組などを盛り込むこととしました。

今後も、男女共同参画社会を実現していくために、家庭、職場、地域、学校、行政を含めた社会全体での連携や協働した取組が必要でありますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

策定にあたって

1 計画改定の趣旨	1
2 境港市の取り組み経過・現状	1

計画の概要

1 基本理念	3
2 将来像	4
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4
5 計画の体系	5

計画の内容（課題と施策）

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	6
施策(1) 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します	9
施策(2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します	10
施策(3) 性に関する健康と権利の理解を深めます	11
課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	12
施策(4) DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します	14
施策(5) セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施します	15

目標Ⅱ 活力あるまちづくり

課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	16
施策(6) 地域活動への男女共同参画を促進します	19
施策(7) 防災・復興分野における男女共同参画を促進します	20
課題4 市政への男女共同参画を推進する	21
施策(8) 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	22
施策(9) 行政機関の男女共同参画を推進します	23

目次

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題5	就労の場における男女共同参画を推進する	24
	施策(10) 男女平等の就労環境づくりを促進します	26
	施策(11) 働きたい女性の就労を支援します	27
	施策(12) 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進 します	28
課題6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する	29
	施策(13) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について 理解促進を図ります	31
	施策(14) 仕事と家庭生活等と両立できる環境づくりを推進します	32

目標Ⅳ 笑顔のある暮らしづくり

課題7	暮らしの中の男女共同参画を推進する	33
	施策(15) 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します	36
	施策(16) 家庭生活への男性の参画を促進します	36
	施策(17) 子どもの男女共同参画の理解を促進します	37
課題8	自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める	38
	施策(18) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます	39
	施策(19) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます	40
	施策(20) DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づく りを進めます	40
課題9	推進体制の整備	41
	施策(21) 市民組織・団体	41
	施策(22) 市役所庁内組織	41
	施策(23) 男女共同参画を推進していくための拠点	42
	施策(24) 連携・協働	42
課題10	計画の進行管理	42
	施策(25) 計画の進捗状況の把握	42
	施策(26) 市民意識の把握	42

策定にあたって

1 計画改定の趣旨

境港市では、平成17年1月に「境港市女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきましたが、計画策定から8年が経過し、その間に新たに取組むべき課題も生じています。

今回の改定にあたっては、「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、国や県の動向も参考にしながら、新たな課題や取組を盛り込むなどの見直しを行います。

2 境港市の取り組み経過・現状

(1) 取組経過

- ・平成11年 「境港市女性行動計画」策定
 - ・・・仕事と家庭の両立支援に重点を置いた計画を策定
- ・平成13年 「境港市女性団体連絡協議会」発足
 - ・・・女性団体の連携体制を構築
- ・平成15年 「境港市男女共同参画センター（なぎさ会館内）」設置
 - ・・・住民同士の交流と啓発活動の場として設置
- ・平成17年 「境港市男女共同参画基本計画」策定
 - ・・・男女共同参画社会の実現に向けた市民、行政、市民活動団体などの具体的な取組計画を策定
- ・平成24年 「境港市男女共同参画推進条例」施行
 - ・・・男女共同参画に関する基本理念や市民、行政、市民活動団体などの責務を定めた条例を施行

(2) 現状

平成24年度に実施した「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、家庭、地域、職場における、「男性が優遇」、「どちらかというとな男性が優遇」の回答が5割を超えています。さらに、「男は仕事、女は家庭」の考え方に対する「賛成」、「どちらかといえば賛成」の回答が、男性で4割を越えており、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

また、「市に望む男女共同参画社会を実現するための取組」については、「介護施設やサービスの充実」、「保育所などの整備」、「学校で男女共同参画に関する学習の充実」、「働き方の見直し」、「講座や広報などの啓発活動」に対する回答が多く、広報・啓発や子育て支援・介護サービスの充実が求められています。

人口減少・少子高齢化の進行にともない、労働力不足による社会保障、経済活動、家庭生活などへの影響が懸念されるなか、男女共同参画社会の実現は、ますます重要性を増しています。

今後も、その実現に向けては、市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者が、それぞれの役割と責任を担い協働して取組を進めていくことが必要です。

計画の概要

1 基本理念

本計画の基本理念は、「境港市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく7項目とします。

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権を尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

2 将来像

基本理念を踏まえ、境港市の男女共同参画のめざす姿として、次のとおり将来像を定めます。

心豊かで活力ある男女共同参画のまち
境港

3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び、「境港市男女共同参画推進条例」に基づいて策定する計画です。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な施策の方向と具体的な取組を示したものです。
- (3) 市はもとより、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者がそれぞれの役割と責任を担い、協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

4 計画の期間

計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、期間中においても、社会経済情勢の変化等に伴い、適宜見直しを行います。

〔将来像〕

心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港

将来像実現のための課題と施策

目標	課 題	施 策
意識づくり 心温まる	課題1：男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（1） 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します ・施策（2） 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します ・施策（3） 性に関する健康と権利の理解を深めます
	課題2：あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（4） DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制を整備します ・施策（5） セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施します
まちづくり 活力あ	課題3：地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（6） 地域活動への男女共同参画を促進します ・施策（7） 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
	課題4：市政への男女共同参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（8） 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します ・施策（9） 行政機関の男女共同参画を推進します
環境づくり 働きやすい	課題5：就労場における男女共同参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（10） 男女平等の就労環境づくりを促進します ・施策（11） 働きたい女性の就労を支援します ・施策（12） 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します
	課題6：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（13） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解促進を図ります ・施策（14） 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します
暮らしづくり 笑顔のある	課題7：暮らしの中の男女共同参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（15） 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します ・施策（16） 家庭生活への男性の参画を促進します ・施策（17） 子どもの男女共同参画の理解を促進します
	課題8：自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（18） 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます ・施策（19） 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます ・施策（20） DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます
計画の推進	課題9：推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（21） 市民組織・団体 ・施策（22） 市役所庁内組織 ・施策（23） 男女共同参画を推進していくための拠点 ・施策（24） 連携・協働
	課題10：計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（25） 計画の進捗状況の把握 ・施策（26） 市民意識の把握

計画の内容（課題と施策）

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する

現況

「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」における「男女共同参画に関わる言葉の認知度」については、「セクシュアル・ハラスメント」は7割、「男女雇用機会均等法」は5割を超える人が「内容を知っている」と答えた一方、「男女共同参画社会」、「男女共同参画社会基本法」は、「聞いたことはあるが内容を知らない」と答えた人の割合が、いずれも4割を超えています。「境港市男女共同参画推進条例」、「境港市女と男とのいきいきプラン」、「境港市男女共同参画センター」という本市の施策等については、「内容を知っている」と答えた人の割合は1割に満たない状況となっています。

「男女の地位は平等になっているか」については、「学校」ではおよそ5割が「男女平等」であると感じていますが、「家庭」、「職場」、「政治・行政」ではおよそ6割が、「社会通念・慣習など」ではおよそ7割が「男性が優遇」または「どちらかというとなりが優遇」と感じています。

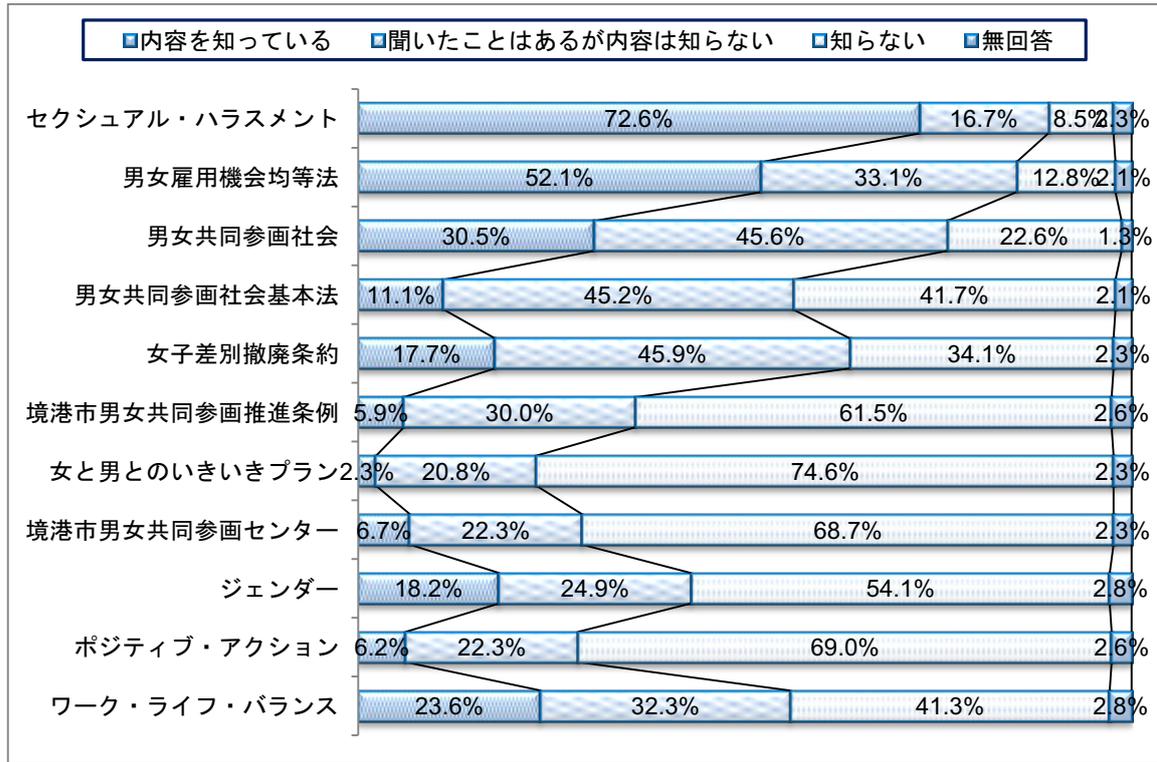
長い時間をかけて形づくられた固定的性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、広報や各種研修による普及啓発に努め、男女共同参画についての理解を広げていくことが必要です。

[固定的性別役割分担意識]

- ・男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。例えば、「家事や育児、介護は女性の仕事である」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などは、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例です。

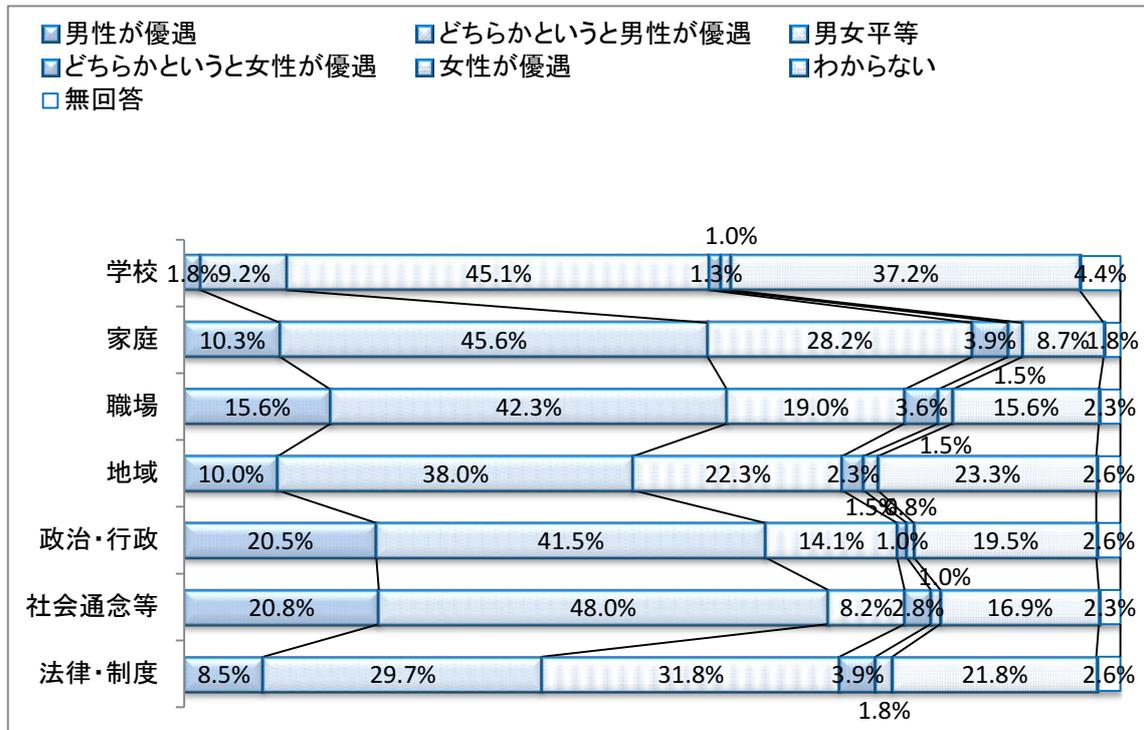
男女共同参画に関する言葉の認知度

【問】 あなたは次の言葉を聞いたことがありますか。



各分野における男女の平等

【問】 あなたは次の各項目の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



[平成24年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

一人一人がまず家庭生活から意識改革を図るとともに、男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加します。また、地域においても固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

事業者

男女共同参画の重要性を理解し、従業員の男女共同参画の意識啓発に関する学習機会への参画を促すなど、人材育成に努めます。

市民活動団体

男女共同参画の視点に立ち、自身の団体活動を見直すとともに、性別にこだわらず、ともに理解・協力しあえる地域社会づくりに取り組みます。

教育関係者

子どもたちにとって、性別にとらわれない個性をはぐくむ学校教育や保育の環境づくりに努めます。

市

市民、事業者、市民活動団体向けの男女共同参画意識を醸成するための事業や情報発信に努めます。あわせて、職員の意識啓発に取り組みます。

施策（１）男女共同参画の理解を広げる広報を推進します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画の理解を促進するため、市報、インターネットなどを活用し、男性、子ども、若年層などを含むあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性について、関係機関と連携しながら広報・啓発活動を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報・ホームページの活用により、男女共同参画に関する広報活動を実施します。
- ◇学校、公民館、境港市男女共同参画センター等へ男女共同参画に関するパンフレットを配架します。
- ◇男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画の視点に立った人権研修会等を協働で実施します。
- ◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）等が開催する研修会等の情報提供を行います。

施策（２）男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画社会をより確かなものにするには、家庭・職場・学校・地域などで、男女が互いに人権を尊重するとともに、個性や能力を發揮していくことが大切です。

学習・教育機会を充実することにより、男女共同参画の必要性などについて理解促進を図り、性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要です。

【 主な取組 】

- ◇境港市女性団体連絡協議会が、講演会、学習・啓発活動等を活発に行えるよう支援します。
- ◇人権学習地区懇談会で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について理解促進を図ります。
- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について広報啓発します。
- ◇市役所・事業所等の人権研修を、男女共同参画をテーマに取り上げ実施します。
- ◇学校生活全般にわたり、男女共同参画について学習します。
- ◇境港市男女共同参画センターに、関連資料や図書の充実を図ります。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（3）性に関する健康と権利の理解を深めます

【 施策の基本的方向 】

生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解しあい、健康についての正確な知識、情報を得ながら、心身ともに健康を維持していくことが大切です。

特に女性は、妊娠や出産等に関わり、生涯を通して男性とは異なる多くの健康上の問題に直面することから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組みが必要です。

男女が互いの健康と権利を尊重できるよう、必要な知識の普及や意識の醸成を図ります。

[リプロダクティブ・ヘルス／ライツ]

性と生殖に関する健康と権利と訳され、個人、特に女性が生涯にわたって主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることを意味しています。

【 主な取組 】

- ◇健康の保持増進のための相談、普及啓発、健康診断・保健指導を実施します。
- ◇女性特有のがん検診推進事業の実施や検診啓発資料等の配布を行います。
- ◇妊産婦健診及び健康相談を実施します。
- ◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ◇学習指導要領に則り、小・中学校において性教育を実施します。
- ◇境港市男女共同参画センターに関連資料や図書の充実を図ります。

課題 2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを 推進する

現 況

国の男女共同参画審議会が、女性の人権を保障する視点に立った各種の提言を行って以来、女性に対する暴力の防止について、県、市も取組を推進してきていますが、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など、さまざまな形態の暴力は依然として存在しています。

男女間におけるあらゆる暴力は重大な人権侵害でありますので、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることを周知するとともに、関係機関が連携して相談・保護体制を整えることが必要です。

[ドメスティック・バイオレンス]

- ・ 夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間における身体的・精神的・性的な暴力

[セクシュアル・ハラスメント]

- ・ 加害者の思いとは関係なく、相手方の意に反して行われる性的言動が、相手方に不快感を与えたり、仕事や活動などに悪影響を与えることをいいます。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

私たちの身の回りに起こりうる人権侵害や暴力に対しては、見過ごすことなく通報するなど関連機関と協力し適切に対応します。また、性の商品化や性差別を助長するような表現をチェックし、人権尊重を阻害する要因をなくしていきます。

事業者

セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みます。

市民活動団体

人権を尊重する意識の向上に関する活動を推進するとともに、被害者の自立支援への取組に協力します

教育関係者

学校生活のあらゆる場を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。

市

市民活動団体との連携・協働により、女性の人権を尊重する事業を進めるとともに、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。

施策（４） DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発
と被害者の支援体制を整備します

【 施策の基本的方向 】

ドメスティック・バイオレンスの被害者・加害者を出さないために、関係機関と連携して広報・啓発を行うとともに、被害者の相談・保護体制を整備します。

さらに、子どもに対して、暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

【 主な取組 】

- ◇市報などを活用して、普及啓発活動を実施します。
- ◇街頭キャンペーン活動に参加し、啓発します。
- ◇DV関連チラシ等を市役所窓口のほか、公民館等に配架します。
- ◇児童相談所などの関係機関と連携して、DV被害者の相談体制・保護体制を整備します。
- ◇学校生活のあらゆる場面を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。
- ◇幼稚園や保育園において、助産師が命の大切さを講話する事業を実施します。

施策（５） セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施
します

【 施策の基本的方向 】

セクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反する性的な言動によって、不快感や不利益を与える人権侵害であると同時に、個人の能力発揮を妨げるものであります。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発をしていく必要があります。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、広報啓発します。
- ◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

【 DVに関する相談 】

[配偶者暴力相談支援センター]

- 鳥取県西部総合事務所福祉保健局 心と女性の相談室に設置され、
 - ・身体への暴力や精神的な暴力についての相談
 - ・カウンセリング
 - ・一時保護
 - ・各種情報提供などを行います。

[警察機関]

- 警察本部や各警察署の相談窓口で相談を受け付けるほか、
 - ・被害者の意思に基づく、相手方の検挙や指導・警告を実施
 - ・相手方からの暴力に対する自衛策・対応策についての情報提供などを行っています。

[鳥取県男女共同参画センター 西部相談室]

目標Ⅱ 活力あるまちづくり

課題3 地域の様々な分野における男女共同参画 を推進する

現 況

少子・高齢化が進み、社会経済状況が大きく変化する中、地域では、一人暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。

家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人一人が喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながるものと期待されます。

「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「地域における男女の平等」(P7)については、半数近くの人が、男性の方が優遇されていると感じています。また、「地域活動等への参加状況」については、「特に活動していない」と答えた人の割合が5割を超えるなど、地域において男女共同参画が進んでいない状況がうかがえます。

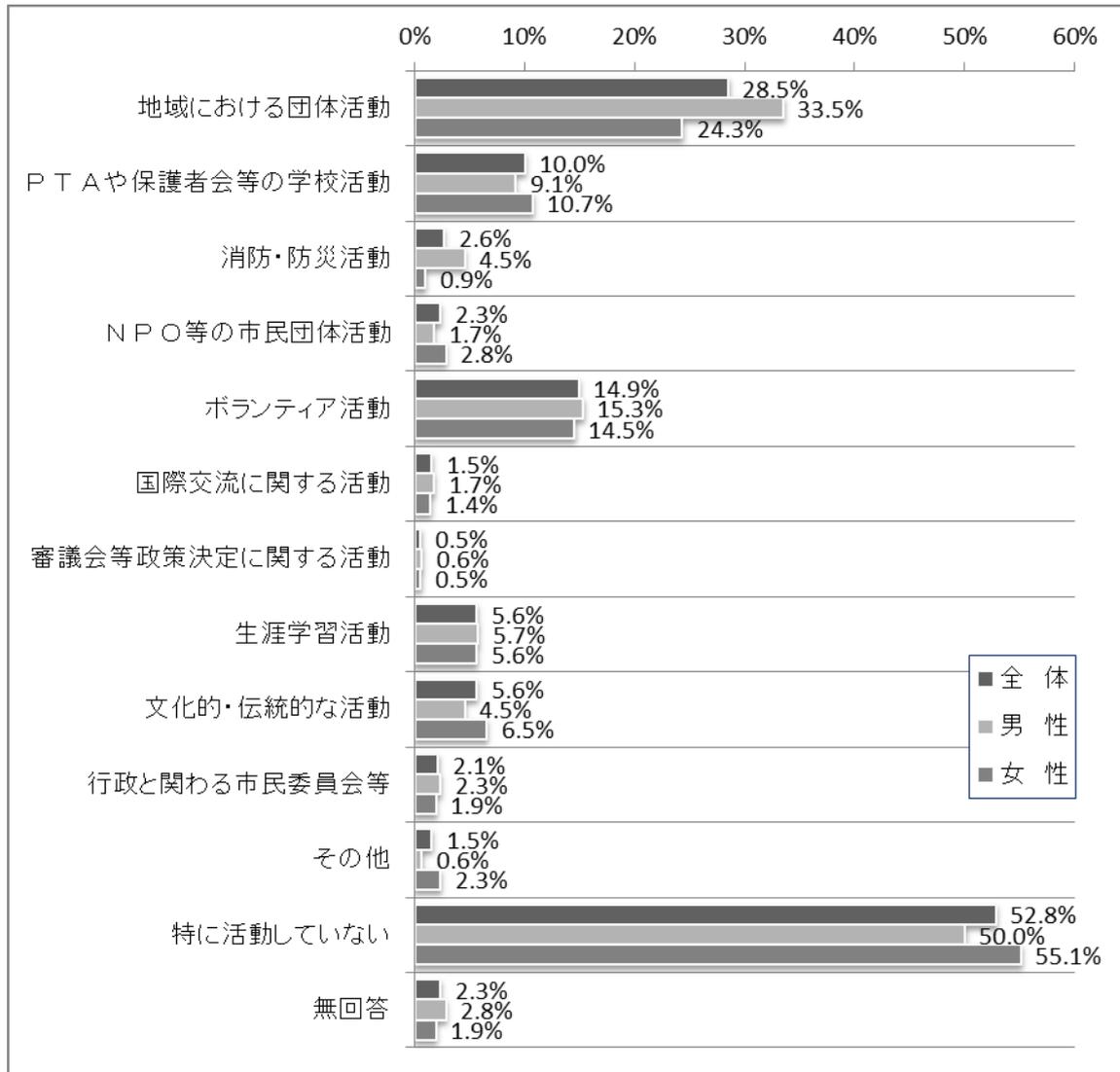
誰もが住みやすいまちづくりを進めるためには、男女共同参画の推進とともに、女性の視点やニーズなどを、これまで以上に取り入れる必要があります。

今後は、女性リーダーの養成や地域活動団体の役員に女性登用の働きかけを行うなど、地域活動の方針決定に女性の参画を促進する必要があります。

また、地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災、観光、環境などの分野においても、男女共同参画の視点から多くの市民が活動に参画することが求められています。

地域での活動状況

【問】現在、あなたが活動しているものを選んでください(複数回答可)。



[平成24年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に地域活動に参画します。

事業者

男女とも、仕事とその他の生活を両立できる就業形態等労働条件・環境整備の向上に努めます。

市民活動団体

男女がともに参画しやすい地域活動の体制づくりに努めます。

市

多くの男女が地域活動に参画するよう広報・啓発します。

子育て中、あるいは仕事を持った男女が、地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（6） 地域活動への男女共同参画を**促進**します

【 施策の基本的方向 】

地域の活性化を図っていくために、自治会、PTAをはじめ、防災や観光、環境などまちづくりの様々な分野において、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、それぞれの活動への男女の積極的な参画と、地域活動の方針立案・決定過程への女性の参画を促進します。

【 主な取組 】

- ◇市民活動団体と連携・協力して、協働によるまちづくりを推進します。
- ◇多くの男女が、積極的に地域活動に取り組めるよう、市民活動を支援します。
- ◇市報、ホームページを活用して、地域活動への参画を広報・啓発します。
- ◇子育て中、働いている男女が、地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇人権学習地区懇談会で、自治会、PTAをはじめ地域活動団体の役員への女性の積極的登用を推奨します。
- ◇女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成できるように、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（7） 防災・復興分野における男女共同参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

地域の防災体制の確立には、防災・復興分野においても、活動に多様な個性や能力をより一層生かすことができるよう、男女共同参画の推進に取り組みます。

また、防災・復興に係る政策や方針の決定に女性の視点を導入するとともに、防災活動に女性の参画が進むよう働きかけます。

【 主な取組 】

◇地域防災計画等を検討する会議などへの女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れます。

◇消防団への女性の参加を促進し、その活動を支援します。

課題 4 市政への男女共同参画を推進する

現 況

誰もが安心して暮らすことができ、また、活力あるまちづくりを実現していくためには、多様な人材の活用と新たな視点や発想を取り入れる観点から、あらゆる分野において女性の参画を進め、男女共同参画を実現していく必要があります。

しかしながら、市の審議会等の女性委員の割合は、22.2%（平成24年度）にとどまっていることから、今後は、これまでの運営方法や固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、女性の登用を推進していく必要があります。

また、女性自らも、社会の一員として、市政へ積極的に参画する意識を高め、参画することが必要です。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

だれもが地域社会の一員として、市政に対する関心を高め、市のあらゆる分野における企画・運営に積極的に参画します。また、そのなかで、女性が参画しやすい体制づくりや環境づくりに協力します。

市

市民の市政への関心を高めるため行政情報を積極的に開示するとともに、計画等の立案段階から市民の意見を取り入れます。

また、市審議会等委員の男女の構成比率の適正化を進めるため、市職員に対して、女性登用の促進について指導します。

施策（８） 政策・方針決定過程への女性の参画を促進し
ます

【 施策の基本的方向 】

政策や計画の立案、決定、実施過程において、女性の視点や発想を取り入れるため、審議会や行政委員会委員等への女性の登用を推進します。

【 主な取組 】

- ◇市審議会等委員の男女の構成比率は、男女のいずれかが3割を下回らないように努めます。
- ◇審議会等の委員に、性別に関わらず意欲と能力のある人材が広く委員に選任されるよう、公募による委員の登用を進めます。
- ◇境港市女性団体連絡協議会と連携しながら、女性の登用を推進するための人材の把握に努めます。
- ◇市報、ホームページの活用や説明会等の開催により、行政情報を積極的に開示し、市政に対する市民の関心の喚起を促します。
- ◇政策や計画の立案段階において、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聞きます。
- ◇女性自らの社会責任を担う意識の高揚を図るため、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（9） 行政機関の男女共同参画を推進します

【 施策の基本的方向 】

市役所において、男女の職員が対等な立場で責任を分かち合い、職務を執行するとともに、家庭、地域活動にも積極的に参画することが求められています。

引き続き、男女共同参画に関する職員の意識改革を図ります。

【 主な取組 】

- ◇性別に関係なく職員一人一人の能力が活かされるよう、性別による役割分担を見直すなど、職場における男女共同参画を進めます。
- ◇研修などで、女性職員の意識改革とキャリア形成を図ります。
- ◇市職員人権研修において、男女共同参画をテーマに取り入れた研修を実施します。

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題5 就労の場における男女共同参画を推進する

現 況

雇用環境については、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などにより、女性が働く上での法制面は整備されてきています。

しかしながら、「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「職場における男女の平等」（P 7）については、「男女平等」と答えた人がおよそ2割に対して、「男性が優遇」あるいは「どちらかというとな男性が優遇」と答えた人はおよそ6割にのぼっており、このことから、雇用の現場における男女共同参画が進んでいない状況がうかがえます。

少子高齢化、人口減少が進み労働力不足が懸念される中で、経済、社会を活力あるものにしていくためには、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる就業機会や待遇を確保することや、女性の就業率の向上を図っていくことが大変重要な課題となっています。

また、就労を希望する人の仕事と生活の両立を図るための支援や、多様なライフスタイルに応じた就労が可能となるよう、環境を整備していく必要があります。

○男女雇用機会均等法（略称）

[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和47年法律第113号)]

- ・労働者が性別にかかわらず、雇用の分野における均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることなどを目的とした法律

○育児・介護休業法（略称）

[育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(平成3年法律第76号)]

- ・育児休業、介護休業、子の看護休暇に関する制度などを設け、子の養育や家族介護を行う労働者の雇用の継続、再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援するための法律

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

事業者

男女とも、能力が発揮できるとともに、また仕事とその他の生活を両立できる就業形態等労働条件・環境整備の向上に努めます。

市

職場における男女共同参画と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について広報・啓発します。

子育て中、あるいは仕事を持った男女が、家事、育児・介護や地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（10） 男女平等の就労環境づくりを促進します

【 施策の基本的方向 】

働く男女が、性別による固定的な役割や不利益な取扱をうけることなく、それぞれの能力を十分に発揮できる職場環境を構築するために、事業者と労働者に対して、職場における男女共同参画の必要性などについて広報・啓発を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、職場における男女共同参画について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇子育てや介護を行う男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇女性農業者人財バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などを提供します。

[仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）]

- ・一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

施策（11） 働きたい女性の就労を支援します

【 施策の基本的方向 】

国や県などの関係機関と連携し、事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法を周知し、働きやすい職場づくりに向けた広報・啓発を行います。

働く女性が、仕事と家庭との両立が可能となるよう子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、出産や子育てなどで一時的に就労の場を離れた女性の再就職や就業意識、職業能力向上のための研修会情報を提供します。

【 主な取組 】

- ◇ファミリーサポートセンターの運営や延長・休日・病児保育など子育て支援を充実します。（参考：P43）
- ◇全小学校区に放課後児童クラブを設置し、保護者が安心して働けるよう子どもの居場所を確保します。
- ◇介護保険サービスの提供により家族介護の負担軽減を図ります。
- ◇女性農業者人財バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などの提供を行います。

施策（12） 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します

【 施策の基本的方向 】

水産業や農業、商工業などの自営業の家庭では、女性は男性と同じような仕事をしながらも男性主体の場合が多く、女性の労働が正當に評価されにくい面があります。

女性が生きがいを持って経営に参画できるよう、正しい理解と評価を促します。

【 主な取組 】

◇家庭内での役割と責任を明記する「家族経営協定」について啓発を行い、締結を促進します。

【 参考 】

[家族経営協定]

- ・農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、家族で話し合っ
て収益の分配や労働時間などについて文書で取り決めておくこと

課題 6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する

現 況

国の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、「我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるように、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない。」と謳っています。

しかしながら、「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の認知度については、「聞いたことはあるが内容は知らない」あるいは「知らない」と答えた人の割合は73.6%と、市民への理解が進んでいない状況となっています。

今後、事業者、市民に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の必要性について理解促進を図るとともに、誰もが、希望に応じて、仕事や家庭生活、地域活動、趣味など様々な活動をバランスよく行えるよう環境を整備していく必要があります。

[仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章]

・平成19年12月に経済界、労働界、閣僚、地方の代表者で構成する「官民トップ会議」において策定された憲章及び行動指針。平成22年6月には施策の進み具合や経済情勢の変化を踏まえて新たな合意が結ばれました。

憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、今なぜ仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しています。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

事業者

男女とも、能力が発揮でき、また仕事とその他の生活を両立できる就業形態等労働条件・環境整備の向上に努めます。

市

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について広報・啓発を図ります。

仕事と家庭生活などが両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（13） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解促進を図ります

【 施策の基本的方向 】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、個人の生活の充実や、企業や社会経済の活性化につながるものであり、その必要性について理解の促進を図ります。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の必要性について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が行う「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する研修会の情報提供を行います。

施策（14） 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくり
を推進します

【 施策の基本的方向 】

ライフスタイルに応じて仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図り、育児や介護を行う労働者が働き続けることができる環境整備を行います。

【 主な取組 】

- ◇事業者に対し、関係機関と連携し、就労環境の整備について、周知・啓発を行います。
- ◇育児・介護休業制度の周知用チラシ、パンフレットを市役所窓口や公民館等に配架します。
- ◇仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。（参考：P43、44）

目標Ⅳ 笑顔のある暮らしづくり

課題7 暮らしの中の男女共同参画を推進する

現 況

男女共同参画社会は、ライフスタイルやニーズに応じ、男女が自分の意思で、自分の生き方や暮らし方を選択できる社会であり、女性のみならず、男性にとっても暮らしやすい社会です。

しかしながら、男性の多くは、男女共同参画は「女性の問題」あるいは「家庭の問題」であるとの認識であり、「男性の問題」、「日本の将来の問題」としてとらえる意識が低い状況にあると考えられます。

「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」と考える割合が男性45.5%に対して、女性23.4%となっており、固定的性別役割分担意識が男性により強く残っていることがうかがえます。

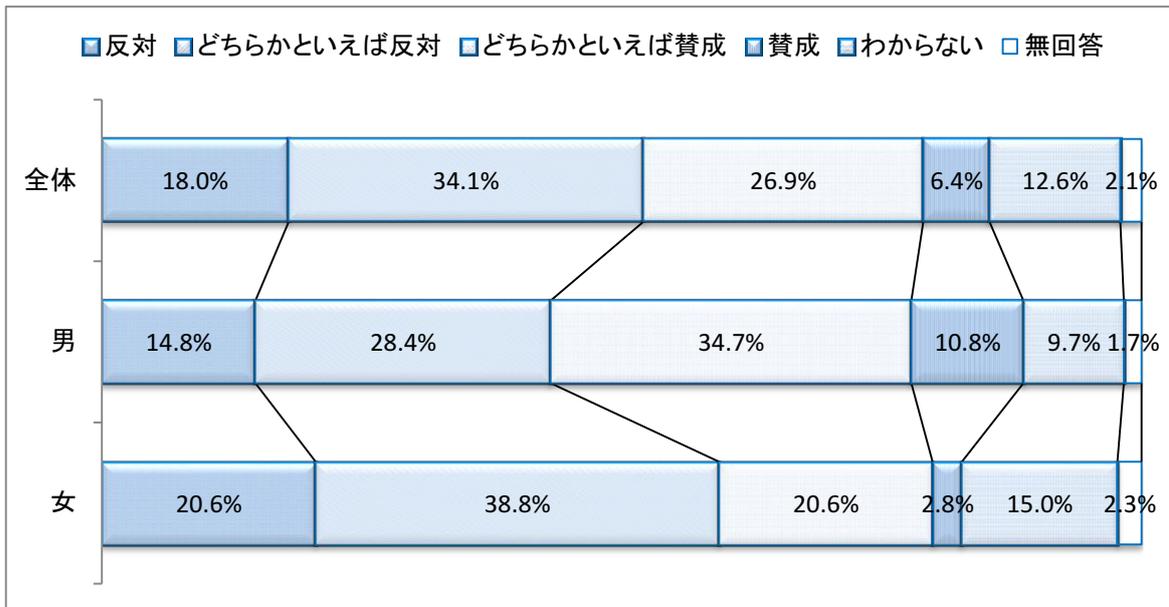
また、「家庭における役割分担」については、掃除、洗濯、買い物、食事については、「父・夫」と答えた割合が2%程度であるのに対し、「母・妻」と答えた割合は50%～70%代となっており、女性にその負担が集中している結果となっています。

男女共同参画社会は、男性にとっても暮らしやすい社会となるものであり、また、日本の社会にとっても大変重要な課題であります。

今後、男性に対して、男女共同参画の意義や必要性について理解を深める働きかけを行うとともに、将来を担う子どもたちに対しても、男女共同参画を正しく理解し、個性と能力を発揮できる大人に育つよう、子どもの頃からの啓発に努めていく必要があります。

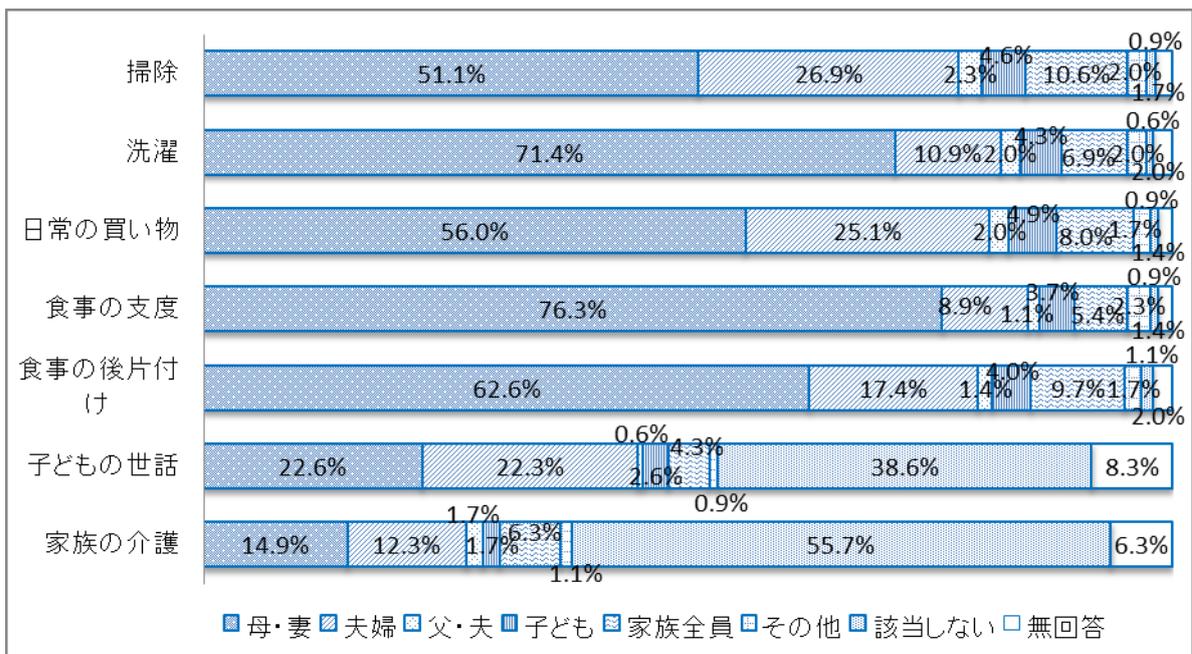
「男は仕事、女は家庭」という考え方について

【問】「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



家庭における役割分担

【問】 普段の生活においてあなたのご家庭では、主にどなたが行っていますか。



[平成24年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

男女がともに、仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、男性は、家事や育児、介護などに積極的に参画します。

教育関係者

子どもの発達段階に応じ、人権尊重や男女共同参画の意識をはぐくむ教育を充実します。

市

男性の男女共同参画に関する理解を促進するため広報・啓発や、家事や育児、介護などへの参画を促進するための研修会などの情報を提供します。

施策（15） 男性にとっての男女共同参画の理解を促進
します

【 施策の基本的方向 】

男性の固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の意義や必要性について理解を促進するため、広報・啓発や学習機会の情報提供を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄等で、男性にとっての男女共同参画の理解を促進します。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が開催する男性向けの研修会の情報提供を行います。

施策（16） 家庭生活への男性の参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

あらゆる世代の男性が、家庭生活に参画することのやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事、子育て、介護に関する学習機会の提供を行います。

【 主な取組 】

- ◇父親の育児・家事・介護への参加が図られるよう、両親学級や家族介護教室等の事業を実施します。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が開催する男女共同参画イベント・研修会の情報提供を行います。

施策（17） 子どもの男女共同参画の理解を促進します

【 施策の基本的方向 】

子どもたちが発達段階に応じ、人権尊重や男女共同参画について理解を深められるよう、学校や家庭において教育・啓発に努めます。

【 主な取組 】

- ◇子ども用のパンフレットを作成・配布し、広報・啓発を行います。
- ◇学校生活全般にわたり、人権尊重に基づいたいじめ防止への取組、男女共同参画等の指導を行います。

課題 8 自立と協働をはぐくみ、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める

現 況

少子・高齢化が進み、雇用や就業環境が厳しさを増す中、貧困に苦しむ人や地域社会で孤立する人など、様々な困難を抱える人が増えています。

特に、ひとり親家庭、障がい者、高齢者や女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。そのうち女性は、非正規雇用者が多いことや、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの被害などにより社会生活に支障をきたし、生活上の困難に陥りやすくなっています。

今後は、男女共同参画の視点から、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

高齢者や障がい者を、地域で受け入れます。高齢者も、これまでの経験を生かして、地域活動に積極的に参画します。

すべての市民が、高齢者や障がい者への理解を深め、配慮や手助けを実践します。

市

高齢者や障がいのある人が、社会を支える重要な一員として、家庭や地域で、安心して暮らせるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組みます。

施策（18） 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

高齢者が自立し、安心して暮らせるためには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援策の展開が必要です。

高齢者が地域と関われるよう、高齢者の生きがいや仲間づくりの支援、各種団体等への参加の支援等について、関連団体と連携をして進めていきます。

【 主な取組 】

◇ことぶきクラブ連合会に対して、活動費を助成し、その活動を支援します。

◇高齢者サークルに介護予防を委託します。

◇高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策に取り組みます。

（参考：P44）

施策（19） 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、生活支援や生活環境の向上に取り組むとともに、社会参画ための支援を行います。

【 主な取組 】

◇障がいのある人からの相談に応じ、指導や情報提供を行う相談員を設置します。

◇地域福祉計画に基づく施策に取り組みます。

（参考：P45）

施策（20） DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

配偶者や恋人からの暴力を相談することは容易なことではないため、十分な配慮とプライバシーの保護に努め、相談、保護体制づくりを進めていきます。

【 主な取組 】

◇家庭児童相談室でDV相談等に対応します。

◇婦人相談員等の各種研修会に参加し、相談員の資質向上を図ります。

計 画 の 推 進

課題 9 推進体制の整備

本計画の実効性を確保し、取組の効果をさらに高めていくためには、推進体制を整備するとともに、各種団体や関係機関と行政が、それぞれの役割と責任を担い連携しながら男女共同参画を推進していく必要があります。

施策（21） 市民組織・団体

- ① 境港市男女共同参画推進審議会
 - ・ 市民、学識経験を有する者で構成する「境港市男女共同参画推進審議会」において、境港市男女共同参画推進計画の改定内容、苦情や重要事項について審議します。
- ② 境港市女性団体連絡協議会
 - ・ 境港市内で活動する女性団体、グループ・サークルで組織し、男女共同参画社会の構築に向け連携協議、活動を行います。

施策（22） 市役所庁内組織

- ① 境港市男女共同参画行政推進連絡会
 - ・ 取組を総合的に推進するため、副市長を会長とし、教育長、部長で構成する「境港市男女共同参画行政推進連絡会」を市役所内に設置し、庁内推進体制の強化・充実を図ります。
- ② 男女共同参画推進員
 - ・ 市役所庁内の各課が男女共同参画の意義を主体的にとらえ、所管する業務において男女共同参画の視点を反映していくため、各所属長を「男女共同参画推進員」に任命し、男女共同参画の推進に努めます。

施策（23） 男女共同参画を推進していくための拠点

- ・「境港市男女共同参画センター（なぎさ会館事務室）」の機能充実を図り、管理運営を行う境港市女性団体連絡協議会が、女性リーダーの育成や男女共同参画を推進するための取組を展開します。

施策（24） 連携・協働

- ・各種関係機関や市民活動団体等とのネットワークづくりを進め、それぞれが役割と責任を担いながら、男女共同参画を推進していく必要があります。

鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)などの関係機関や、境港市女性団体連絡協議会などと連携・協働し、男女共同参画の推進に向けた取組を行っていきます。

課題 10 計画の進行管理

施策（25） 計画の進捗状況の把握

- ・毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策・事業の点検・見直しを行い、計画を推進します。

施策（26） 市民意識の把握

- ・計画の改定時には、市民意識調査を実施し、結果を計画に反映します。